

陸前高田市復興推進計画

平成 26 年 6 月 13 日

岩手県陸前高田市

1 計画の区域

陸前高田市全域

2 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本市の沿岸地域においても、大津波の来襲によって壊滅的な被害を受け、死者・行方不明者を合わせた人的被害が 1,700 人を超え、倒壊家屋は全壊、大規模半壊を合わせて 3,256 棟に上った。本市の中心市街地も壊滅的な被害を受け、商工会員 700 余りの事業所のうち、604 事業所が被災したことに伴い、市内全域にわたって日常生活に欠かせない商業機能が著しく低下し地域経済に甚大な被害が生じた。

このような中で、子供から高齢者までの市民生活に不可欠な飲食料品小売業の商業機能の回復を図るため、その中核となる企業の設備投資を支援することにより、地域経済の活性化を促進し、市民生活の買物利便の向上並びに被災者の雇用継続及び新規雇用の創出を図ることを目的とする。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

立地企業の体力強化と雇用機会の創出を図るため、本市の日常生活に欠かせない買物環境の充実・強化のための中核的な役割を担う飲食料品小売業について、立地企業の設備投資を支援する。

4 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に立地する株式会社マイヤ（以下「対象事業者」という。）が、陸前高田市竹駒町において、スーパーマーケットを整備するために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における飲食料品小売業は、市内の卸売業、小売業において従業員数第 1 位の中核的な産業である。また、本事業は、本市における飲食料品小売業の従業者数の約 4.5% を占めている対象事業者が実施するものであり、投資の規模は、本市における同業種の設備投資平均額を大きく上回るものである。

したがって、本事業の実施による経済効果及び雇用効果は大きく、計画の目標に掲げた「地域経済の活性化と雇用の創出」を図るために必要かつ有効な事業である。

③施行規則第 2 条に規定する該当事業

施行規則第 2 条第 6 号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名
株式会社岩手銀行、株式会社日本政策投資銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興
特区支援利子補給金の支援（法第44条の規定に基づく措置）

5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力
の再生に寄与するものである旨の説明

本市では、「陸前高田市震災復興計画」において、商店街を形成してきた中心市街地が壊滅的な
被害を受けたことから、新たに形成される市街地に商業エリアを構築し、賑わいのある集客交流
の場の創出を推し進めている。

震災により、対象事業者が本市で営業していた高田店、リプル店は壊滅状態となったが、生活
にかかせない商業施設が極めて不足している状況の中、市民の不便解消のため平成23年8月には
仮設店舗「マイヤ滝の里店」をオープンさせた。今回、更に市民の利便向上のため、仮設店舗「マ
イヤ滝の里店」を本設店舗「マイヤ竹駒店」とし、地域経済の活性化、被災者の雇用継続及び新
規雇用の創出を図っていくところであり、これらの体制を構築していくことが求められている。

本事業は、「陸前高田市震災復興計画」において本市が目指す復興の方向性に合致する取り組み
であり、地域経済の活性化、雇用の創出及び市民生活の利便向上を促進するための中核的な事業
であることから、当該計画の実施は、本市の復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与する
ものである。

6 その他

当該計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、岩手県の意見を聴取した。

また、陸前高田市、陸前高田商工会、株式会社岩手銀行、株式会社日本政策投資銀行、対象事
業者を構成員とする陸前高田市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定
に基づき協議を行った。